

3

第3章

史跡指定の状況

- 3.1 指定に至る経緯
- 3.2 指定の状況
- 3.3 指定後の経過

第3章 史跡指定の状況

3.1 指定に至る経緯

滝山城跡は、戦国平山城の遺構としては全国でも類を見ないほど良好に旧状をとどめ、地形を利用した縄張が巧みで、深く連続した横堀、特徴ある馬出や虎口など、戦国時代の特徴的な築城術が随所に垣間見られる。昭和26年6月9日、中世の城郭の規模を知る上で重要な遺跡として、八王子城跡とともに国指定史跡に指定された。

3.2 指定の状況

(1) 指定告示（説明文とその範囲）

滝山城跡の国指定史跡の指定の概要を以下に示す。

A 主情報

名称	滝山城跡（たきやまじょうあと）
種別	史跡
指定日	昭和26年6月9日指定（昭和31年11月26日告示）
指定基準	二．都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
所在地	東京都八王子市高月町・加住町・丹木町
解説文	大永元年大石定重の築くところである。その子定久は北条氏に属して氏照を養子とし氏照はこれに據り、永禄十二年武田氏の来襲にあったようなこともあったが、のち八王子城に移った。城は北方は急崖をなして多摩川に臨み、南方は谷地川添いの谷状の平地に接している。南面を大手、北面を搦手とし、山背部に本丸・千疊敷・二の丸・小宮郭等の諸郭を構え、本丸・千疊敷間の深い切通しに架橋した跡があるのは注意すべきであって、所々に改変のあとはあるが、堀・土塁等よく旧状を止め地形を利用した縄張は巧みであり、中世に於ける城郭の規模を知る上に重要な遺跡である。

出典：文化庁 国指定文化財等データベース

B 指定地域

官報に公告（昭和31年11月26日 第8976号 p.478）

◎文化財保護委員会告示第六十九号
文化財保護法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第三十一号）による改正前の文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第六十九条第一項の規定により、昭和二十六年六月九日付をもって、次のとおり指定した。

昭和三十一年十一月二十六日 文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎

種別	名称	所在地	地域
同	滝山城跡	同加任村大字葛月字人次	二二九五番から二二九八番まで、二二三番から二三〇五番まで
		同字大回廊	二二一〇番、二二二一番ノイ、二二二一番ノロ、二二二二番から二二二三番まで、二二三三番ノイ、二二三三番ノ二、二二三三番ノ三、二二三三番ノ四から二二三四八番まで
		同字古城跡	二二四九番から二二五一番まで、二二二五番ノイ、二二二五番ノロ、二二二五番ノ二、二二二五番ノ三から二二二六二番ノ一、二二二六三番ノ二、二二二六四番ノ一、二二二六四番ノ二、二二二六五番から二二二六八番まで
		同字中城	二二六九番から二二八四番まで、二二三八五番ノ一から二二八五番ノ三まで、二二八六番から二二八九番まで
		同大字中井木字山王下	三二番から三五番まで
		同字城山下	四八番、六四番から六六番まで、六八番、八五番から八八番まで
		同大字留所字山ノ神	五〇三番から五〇八番まで、五〇九番ノ一、五〇九番ノ二、五〇九番ノ三、五〇九番ノ四、五〇九番ノ五、五〇九番ノ六、五〇九番ノ七、五〇九番ノ八、五〇九番ノ九、五〇九番ノ一〇、五〇九番ノ一一、五〇九番ノ一二、五〇九番ノ一三、五〇九番ノ一四、五〇九番ノ一五、五〇九番ノ一六、五〇九番ノ一七、五〇九番ノ一八、五〇九番ノ一九、五〇九番ノ二〇、五〇九番ノ二一、五〇九番ノ二二、五〇九番ノ二三、五〇九番ノ二四、五〇九番ノ二五、五〇九番ノ二六、五〇九番ノ二七、五〇九番ノ二八、五〇九番ノ二九、五〇九番ノ三〇、五〇九番ノ三一、五〇九番ノ三二、五〇九番ノ三三、五〇九番ノ三四、五〇九番ノ三五、五〇九番ノ三六、五〇九番ノ三七、五〇九番ノ三八、五〇九番ノ三九、五〇九番ノ四〇、五〇九番ノ四一、五〇九番ノ四二、五〇九番ノ四三、五〇九番ノ四四、五〇九番ノ四五、五〇九番ノ四六、五〇九番ノ四七、五〇九番ノ四八、五〇九番ノ四九、五〇九番ノ五〇、五〇九番ノ五一、五〇九番ノ五二、五〇九番ノ五三、五〇九番ノ五四、五〇九番ノ五五、五〇九番ノ五六、五〇九番ノ五七、五〇九番ノ五八、五〇九番ノ五九、五〇九番ノ六〇、五〇九番ノ六一、五〇九番ノ六二、五〇九番ノ六三、五〇九番ノ六四、五〇九番ノ六五、五〇九番ノ六六、五〇九番ノ六七、五〇九番ノ六八、五〇九番ノ六九、五〇九番ノ七〇、五〇九番ノ七一、五〇九番ノ七二、五〇九番ノ七三、五〇九番ノ七四、五〇九番ノ七五、五〇九番ノ七六、五〇九番ノ七七、五〇九番ノ七八、五〇九番ノ七九、五〇九番ノ八〇、五〇九番ノ八一、五〇九番ノ八二、五〇九番ノ八三、五〇九番ノ八四、五〇九番ノ八五、五〇九番ノ八六、五〇九番ノ八七、五〇九番ノ八八、五〇九番ノ八九、五〇九番ノ九〇、五〇九番ノ九一、五〇九番ノ九二、五〇九番ノ九三、五〇九番ノ九四、五〇九番ノ九五、五〇九番ノ九六、五〇九番ノ九七、五〇九番ノ九八、五〇九番ノ九九、五〇九番ノ一〇〇
		同大字本井大字社附	二五〇番、二五一番、二七七番から二八〇番まで、二八一番ノ一から二八一番ノ三まで、二八二番から二八八番まで、二八九番ノ一から二八九番ノ四まで、二九〇番、二九一番、二九二番ノ一、二九二番ノ二、二九三番から三〇三番まで、三〇四番ノイ、三〇四番ノロ、三〇五番、三〇六番ノイ、三〇六番ノロ、三〇七番から三二〇番まで、三二一番ノイ、三二一番ノロ、三二二番から三二八番まで
		同字専固	三一九番、三二二番、三二六番、三二七番、三二八番ノ一、三二八番ノ二、三二九番から三四一番まで
		同大字横山字境谷	六一六番、六一七番
		同字柿沢	二二九〇番、二二九一番、二二九四番から二二九六番まで

右地域内に介在する道路敷及び水路敷を含む。

出典：官報 国立印刷局 他

(2) 指定地の状況

A 土地所有の状況

滝山城跡の史跡指定地を含む都立滝山公園開園区域の土地所有状況は、公有地が9割8分、私有地が2分である。文化財指定範囲には公有地のほか、私有地、八王子市所有地等が含まれている。

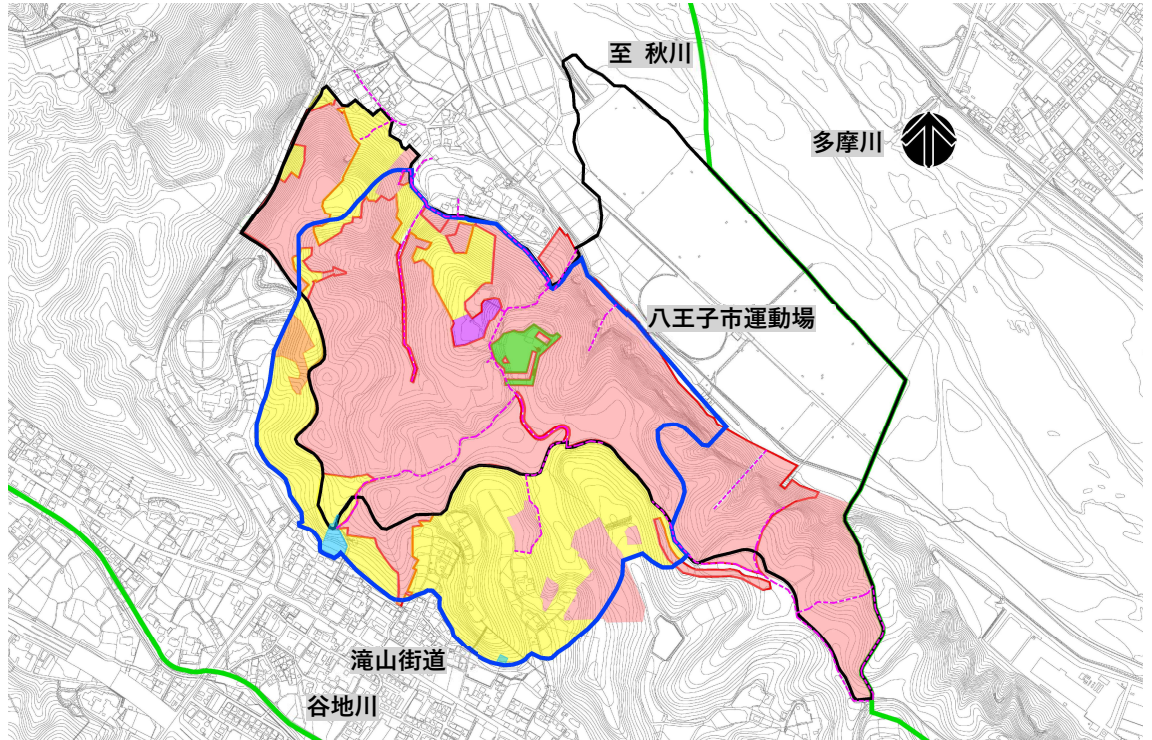


図 土地所有区分図

凡 例	種 別
滝山城跡の史跡指定範囲	
都立滝山公園の都市計画決定区域	
都立滝山公園の開園区域	
都立滝山自然公園の自然公園指定範囲	

(令和4年4月1日現在)

凡 例	
東京都所有地	
八王子市所有地(観光課)	
八王子市所有地(文化財課)	
八王子市所有地(公園課)	
私有地	
私有地(社寺有地)	
法定外道路(赤道)	

(令和4年4月1日現在)

B 公有化の経緯

2章、2.3.1 滝山城跡の歴史的成立ち (3) 滝山城跡の推移(築城～史跡指定・公園化までの経緯)の表を参照。

3.3 指定後の経過

(1) 指定後の経過

史跡指定後は、滝山城跡を含む約56.4haの範囲が総合公園として昭和46年に都市計画決定が告示され、昭和61年に開園した。現在では、約32.1ha（令和5年11月現在）が供用されている。

その後、史跡としての価値の高さから、続日本100名城へ認定され、また、都内で唯一認定された日本遺産「靈氣満山 高尾山～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」(日本遺産認定2020年6月19日)でも、ストーリーを語る上で欠かせない構成文化財のひとつになっている。日本遺産には、滝山城跡をはじめとする北条氏照公ゆかりの史跡等(6件)、高尾山及び薬王院の信仰に関する文化財(11件)、桑都の歴史の中で育まれた伝統文化(12件)など未指定の文化財を含め八王子市の有形・無形の文化財(計29件)が位置付けられた。

滝山城は、1521年の築城から2021年で築城500年を迎え、様々な催しものが開催された。

土地利用の変遷や発掘調査、公園整備の記録などは他章を参照されたい。

